

① 次期森林税でめざす姿と施策のポイント

「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」の実現

- **間伐等による水源林等の保全対策** ～県民生活に潤いを与える水源林を保全し、安全・安心な里山環境を提供します～
 - ・緊急に水源かん養や土砂災害防止等の機能の維持・向上を図る必要のある森林の間伐
 - ・緊急に公的管理が必要な水源林における公有林化や協定締結への支援
- **間伐材の搬出と地域ぐるみの利活用への支援拡大**～間伐材の需要拡大・地産地消を進め、県民の身近な暮らしの中で県産材を活かします～
 - ・これまで切り捨てられていた間伐材を搬出し、地域ぐるみで利活用する取組を支援
- **地域主体の里山管理体制の構築** ～地域が自立的・持続的に森林を管理・経営する仕組みをつくります～
 - ・間伐、間伐材の搬出と併せ、地域主体で森林資源を多面的利用する「里山林業」を構築する取組を支援

(参考) 超過課税を活用した県独自施策とする考え方

- 税を投入しなくとも、地域が自立的・持続的に里山管理を行う体制を整えることは、県民負担や行政関与の軽減につながる。
- 国の補助施策を活用した森林整備が困難な里山においても、5年間で緊急かつ計画的に間伐等を行う必要があること。
- 広く県民全体に対して超過課税に相当する効果が及び、理解を得やすい施策であること。

② 次期森林税の施策の主な改正点

施策の柱	施策の主な改正点（案）	5年後の目標と成果
間伐等による水源林等の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ④ 従来の「手入れの遅れた里山の間伐」という視点に、<u>水源林の保全等の喫緊の課題に対応する</u>という新たな視点を追加 ⑤ 水源林の公有林化を希望する市町村に対する<u>水源林の取得費用の補助制度の創設</u>(森林づくり推進支援金を活用) ⑥ 水源林保全の協定を締結した者に対する<u>間伐要件等の緩和</u>（奥山でも森林税による間伐を認める 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 間伐面積目標: 15,000ha 水源かん養、土砂災害防止等を発揮する必要のある高齢の里山の間伐が完了する ■ 間伐材搬出目標: 75,000m³ (アクションプラン目標を10%押し上げる効果) 県民の身近な暮らしの中で間伐材を利用する環境が整っている
間伐材の搬出と利活用への支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 地域ぐるみで間伐材を利活用する取組につなげるため、<u>間伐材の搬出に要する経費を支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・林内から作業道までの間伐材の搬出 ・作業道の補修 ・搬出に係る関係者の同意取得 等 ⑧ 搬出した間伐材を<u>地域ぐるみで利活用する取組への支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスを利用した自給型コミュニティモデルの創出支援 ・きのこ、炭等の生産振興 ・県民や観光客の目に触れる公共的な施設の木質化 ・木育活動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公的管理が必要な水源林について、保安林化等の関連施策と連携して、<u>5年間で全ての対策に着手している</u>
地域主体の里山管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ④ 搬出した間伐材を<u>地域ぐるみで利活用する取組への支援</u>(再掲) ④ 森林資源を活用した<u>交流の推進</u>(森林の里親促進事業の拡充) ④ 里山の森林づくりや利活用を担う<u>人材の育成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 間伐と間伐材の搬出により、森林の防災機能と景観が向上し、<u>安全で美しい里山環境が創造されている</u>
森林づくり推進支援金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ④ 県が推進する森林・林業施策に関連した取組となるよう、<u>事業メニュー・配分基準・選定方法等を見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐事業の所有者負担の軽減(嵩上げ補助) ・水源林の取得経費の支援 ・その他、県の森林づくり指針に掲げる施策の推進に資する事業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左記の取組により、住民意識の高揚、地域協議会等の組織づくり、境界の明確化・同意取得等の、<u>将来の林業再生に向けた条件整備が整っている</u>